

## フランス法における統制原産地名称 : 特に ChampagneとCognacについて

その他のタイトル	"Appellation controlee" in French Law
著者	木村 健助
雑誌名	關西大學法學論集
巻	12
号	4-5
ページ	545-572
発行年	1963-02
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/00027855">http://hdl.handle.net/10112/00027855</a>

フランス法における統制原産地名称

—特に Champagne と Cognac に於て—

木村健助

まえがき

一 原産地名の保護

二 原産地名法

三 統制名称制度

四 統制名称 Champagne

五 統制名称 Cognac

## まえがき

フランス法の統制原産地名とこのにいうのは、Appellation d'origine contrôlée のことである。単に統制名称 Appellation contrôlée (A. C.) と呼ぶことがある。統制名称は、一九三五年七月三〇日の命令法 (Décret-101) で規定された制度である。<sup>(1)</sup>しかし、これは新しく設けた制度というのではなくて、従来行なわれていた原産地名保護の制度を一そう強化したものに外ならない。一九三五年、この統制名称に関する法律の公布された当時、ジュリオ・ドウ・ラ・モランディエール教授は、次のように述べている。「仏国の立法者の関心を特に惹けるものは、原産地呼称の問題であった。或る一定の商品については、その産地の表記が非常な重要性をおびることは衆知のことである。それは、気候・土壌又は風習等の理由からこの商品が最も良い出来栄を示すのは、この地方に於て生産せらるるに専ら因るからである。そこで、この地以外に営業する商人が利益を得るため自己の商品に虚偽の原産地名を付せんとすることもわかる。吾々は、かのシャムパーニュ地方・ボルドー地方・ブルゴーニュ地方の有名な葡萄酒やスイスの乾酪等の著名な諸々の呼称について、或は仏蘭西に於て或は外国に於て、如何に多くの詐欺的表記が行なわれているかは余りによく知っている。就中葡萄酒は仏蘭西の農民の一大資源であつて、それ故に立法者は二十世紀の初期より數回に亘りこの問題を法律を以て取締つて来た」と。<sup>(2)</sup>

原産地名というものは、自然と人工との微妙な結合によつて、その生産物が独特の性格と不変の名声をえた場合に認められるものである。原産地名が示すものは、その生産物とその専門的伝統との結合した地理的所在なのである。フランスでは、原産地名は、ぶどう酒類、またはぶどう酒から造られるオードヴィ(ブランデー)の類その他

の生産物の名称として、最も多く用いられ、慣習上、その性格が専用的なものとして認められてきた。主としてぶどう酒産業のために、次第にこの原産地名の保護強化が要請され、これに関する立法がつきつきに行なわれて、これらの法令により、原産地名という制度が確立し、原産地名権というものが認められるようになった。更に、原産地名のうちのあるものに対して、一そう強力な保護を与え、厳重な統制を加えることになった。これが統制名称の制度なのである。

本稿では、一九世紀初頭以来の原産地名保護に関する立法・判例を略述し、ついで今世紀始めの一九〇五年法および一九一九年の原産地名法を簡単に記し、一九三五年の統制名称の制度を解説したい。そして、最も著名な統制名称のうち二つを選び、Champagne と Cognac について、これらの統制名称酒の名声の由来、これにともなう紛争、その名称の保護に関する法令について説明したい。

注(1) Décret du 30 juill. 1935, Sirey, lois annotées, 1935, p. 1561.

(2) ジュリオ・ドゥ・ラ・モランディエール著・石崎政一郎訳「現代法の諸問題—仏国法に於ける不正競争に就て」三二六—三二七頁。

## 一 原産地名の保護

(1) 一九世紀の立法と判例 まず、一八〇三年法から見てゆこう。この法律は、正式には共和暦一年芽月二二日法であって、「製造工場、製造所、工房に関する法律」と名づけられている<sup>1)</sup>。直接に原産地名について規定したのではないが、一般的に、製産品 (Produits fabriqués) に関する指導機関の設置、工場の取締り、雇主と使用人との関

係などを規定したものであって（同法一条）、製産品の商標について特別の条文を設け（同法一六条）、商標の中に製産者の氏名または製産都市の地名について虚偽の表示をした者は、私文書偽造として罰金を科せられるものとし、これによって損害を受けた者は損害賠償の請求をすることができるとした。この規定によって、原産地名も保護されることになったのである。

その後しばらくして、一八二四年七月二八日法が制定された<sup>(2)</sup>。この法律は、「製産品 (Produits fabriqués) に記す名称の変造または偽造に関する法律」と名づけられた。この法律は、前述の一八〇三年法が、商品の虚偽表示を、刑法の文書偽造にあたるものと規定し、あまりに厳格に取締まろうとしたために、かえって実効の挙がらなかったのにかんがみて、この点について改正を加え、商人が製産品の売買にあたって、故意に表示を変えたり偽ったりして、製産者以外の氏名、商号または製産地以外の他の地名を表示した場合に、刑法の詐欺の規定に定められた刑罰を科すものとした（同法一条）。この規定によって、原産地虚偽表示を禁止する趣旨も一そう明らかになり、その罰則も実際に適用されるようになった。破毀院刑事部一八四五年七月一二日判決<sup>(3)</sup>に見えている事件は、ぶどう酒の原産地名称として用されるようになった。破毀院審理部一八四七年六月六日判決<sup>(4)</sup>の Champagne の虚偽表示に関する一例を示すものである。つづいて、破毀院審理部一八四七年六月六日判決<sup>(4)</sup>も、ぶどう酒の原産地表示に関するものであったが、この事件では、ぶどう酒の製産地というのはいくどを指すか問題になった。ある土地で収穫したぶどうをその土地で醸造した場合には、そのぶどう酒では、その土地が製産地であること明らかである。しかし、ある土地で収穫したぶどうを他の土地で醸造した場合には、製産地は収穫地なのか醸造地なのかという疑問が生ずる。判決は、この場合には収穫地が製産地であるとしたのである。これは、ぶどう酒の原産地の意味を明らかにしたことになる。

一八五七年六月二三日法は、「製造・販売の商標に関する法律」であって、商標権一般をはっきりと規定したもので、特に原産地名権を定めたのではないが、後の原産地名法と重要な関連をもつものである。

一八八九年八月一四日法は、「ぶどう酒という名で、消費に供せられる生産物 (Produit) の性質を消費者に示し、この生産物の販売の際の詐欺を防ぐ目的を有する法律」と称せられ、また一八九一年七月一日法は、「ぶどう酒販売における詐欺を禁止するための法律」と名づけられて、ぶどう酒法令がしきりに公布される傾向を見せ始めた。フランス全国のぶどう栽培地を半ば壊滅せしめたフィロキセラの禍害から立ちなおって、ぶどう酒産業の再建に努めようとした時期であって、ぶどう酒の詐称・偽称を防ぐのが、これらの法令の目的であった。ぶどう酒の原産地表示に先だって、まずぶどう酒とは何かということから規定して、ぶどう酒自体の表示を規整するのも、この二法令の趣旨であった。<sup>(8)</sup>

最も有名なぶどう酒については、どうしても詐称の問題が起り易い。一八八七年七月一九日アンジエー控訴院判決<sup>(9)</sup>も、一八八九年七月二六日破毀院刑事部判決<sup>(10)</sup>も、一八九二年一月一八日パリ控訴院判決<sup>(11)</sup>も、一八九四年四月九日破毀院民事部判決<sup>(12)</sup>も、原産地名を称しているぶどう酒またはオードヴィイに関する事件についてであって、これら原産地名の定義が問題となり、原産地名の適用地域の範囲が、いつも争われている。しかし、原産地名として使用されている地名は、例えば Champagne は現在の行政上の地域ではないし、また例えば Cognac は同名の町だけでなく、その周囲の広い地域で造られる酒を指すのであって、地域を画定することが困難であった。

注(1) Loi du 22 germinal an 11, Sirey, lois annotées, an XI, p.612.

(2) Loi du 28 juillet 1824, Sirey, lois annotées, 1824, p.1112.

(3) Ch. crim., 12 juill. 1845, Sirey, arrêts annotés, 1845, 1, 842.

- (4) Ch. req., 6 juin, 1847, Sirey, 1847, 1, 522.
- (5) Sirey, 1857, p.37.
- (6) Sirey, 1890, p.618.
- (7) Sirey, 1891, p.249.
- (8) この一八八九年法の第一条は、「ぶどう酒(vin)」という名称で、新鮮なぶどう果実の発酵の産物以外の産物」を売ることを禁止したが、法令の中に示されたぶどう酒の定義としては、簡単ながら、これが始めてであろう。本法案が上院に提出されたときにも、第一条の条文はぶどう酒の定義を含むものだと説明されている(Sirey, 1890, p.618, sous-note)。一八九一年法の方では、第一条に、「ぶどう酒に似て非なるものを挙げて、前記の定義を一そう正確ならめようとしたのである。しかし、ぶどう酒の定義は、まだ不完全なので、後年一九二一年八月一九日の命令第一条に、「新鮮なぶどう果実または新鮮なぶどう果実の果汁の発酵によつてのみ造られた飲料」と規定されて(Sirey, 1925, p.2237)」。その後の諸法令はこの定義を基準にしている。現在では、「ぶどう酒法典」(Code du vin)第一条にこの定義を掲げている。ぶどう酒の精密な定義は、「科学書の教えるところ」に待たなければならぬ。しかし、試みに一本を開いて見ると、「ぶどう酒の化学」(Jules Carles, La chimie du vin, 1960)の第一章には「ぶどう酒とは何か?」と題して、「ぶどう酒は産地の異なるに従ってそれぞれに差異があるから、化学的には、簡単な定義を下しにくい。法律家は、これを生産の面から簡単に定義している」と述べている。ぶどう酒が産地によって千差万別であつて定義しにくいということは、それはまた、原産地名の許される理由でもある。
- (9) Sirey, 1888, 2, 909.
- (10) Sirey, 1890, 1, 90.
- (11) Sirey, 1893, 2, 74.
- (12) Sirey, 1894, 1, 285.

(2) 今世紀初期の立法 一九〇五年八月一日法は、「商品販売における詐欺と、食料品および農産物の変造との禁止に関する法律」と名づけられている<sup>(11)</sup>。この法案が国会に提出されたとき、提案の理由として、「この数年来、世界各国において、食料品、種子、飼料および総べての種類の農産物の商取引にあたって行なわれている詐欺および変造

について、苦情が訴えられている……」と述べ、これを強く取締まるべき必要があると論じている。<sup>(2)</sup>本法第一条の規定するところによれば、売買契約または売買慣習により、商品の種類または原産地の指定が、売買の主たる原因として考えられる場合に、これを偽って表示したときは、三箇月以上一年以内の禁錮または一〇〇フラン以上五〇〇〇フラン以下の罰金を科し、または両方を併科することとした。更に、本法の施行を確実ならしめるための取締規定として、翌年コンセイユ・デタの制定した命令が、一九〇六年七月三十一日令として公布された。<sup>(3)</sup>

この二つの法令は、明らかに、その一つの目的として、原産地名を保護するためであった。通常この一九〇五年法をもって原産地名保護を明定した最初の立法とされるのは、それによってである。しかしまた、この法律は、原産地名を保護するためのみではなくて、総べて食料品、農産物、薬品、飲料などについても、虚偽表示を取締まろうとしたのである。原産地名を強力に保護するための効果的規定は、後に述べる一九一九年を待たねばならなかった。しかし、特にぶどう酒、オードヴィ類の原産地名は、最も重要視されていたので、これら特殊の原産地名を保護するための法令が、急いでつきつきに制定された。原産地名 Champagne を称しうる地域の限定に関する命令として、一九〇八年二月一七日令が出た。<sup>(4)</sup>同じく原産地名 Cognac を名乗ることのできる地域の限定に関しては、一九〇九年五月一日令が公布された。<sup>(5)</sup>この二つの命令については、後に再び述べる。更に同じ趣旨で、原産地名 Armagnac に<sup>(6)</sup>一九〇九年五月二十五日令、Banyuls に<sup>(6)</sup>一九〇九年九月十八日令、Die に<sup>(7)</sup>一九一〇年四月二一日令が、<sup>(8)</sup>Bordeaux に<sup>(8)</sup>一九一一年二月十八日令が、つづいて公布された。

注(1) Sirey, 1906, p.154.

(2) Sirey, 1906, p.154, sous-note.

(3) Sirey, 1906, p.177.

- (4) Sirey, 1909, p.804.
- (5) Sirey, 1909, p.841.
- (6) Sirey, 1909, p.873.
- (7) Sirey, 1910, p.1031.
- (8) Sirey, 1910, p.1057.

## 二 原産地名称法

(1) 一九一九年五月六日法 「原産地名称の保護に関する法律」と名づけられ、一般的に原産地名称を保護するために制定された法律である<sup>(1)</sup>。この法律は主として四つの事項を規定している。第一には、原産地名称の使用によって損害を受けたとする個人、団体、組合が、その損害の賠償を民事裁判所に訴える権利を認める<sup>(同法一条)</sup>。第二には、不真正原産地名称の使用に対して刑罰を科す<sup>(同法八条)</sup>。第三には、特にぶどう酒およびオードヴィの原産地名称に関する規定をおく<sup>(同法一〇条)</sup>。第四には、Champagne その他の泡立ちぶどう酒の原産地名称に関する特別の規定を設ける<sup>(同法一六条)</sup>。この法律の法案が議会に提出されたときの提案理由によると、本法の目的は、原産地名称の保護をできる限り厚くし、名称の詐称に対して関係地方の総べての生産者を保護するためであり、また同時に、原産地というものが売買の主たる原因である場合には、原産地の虚偽表示から顧客を保護するためであると述べている。この法律は、ぶどう酒類の原産地名称のみを保護するためではなくて、一般生産物の原産地名称を保証するものであるが、事実上の目的は、酒類の原産地名称保護にあった。酒類以外の生産物の原産地名称については、更にその後数回の特別法令によって、または判例によって保護が与えられている。

本法は、ぶどう酒およびオードヴィに適用せられる原産地名についての特別規定と題して、第一〇条に「ぶどう酒生産物の原産地名 (Les appellations d'origine des produits vinicoles) は、一般的性格 (un caractère générale) を表わすものとしては認められないし、また公用に (dans le domaine public) 属するものとするこゝできない」と規定している。これはすなわち、ぶどう酒類の原産地名の要件の一つなのである。原産地名は、その生産物が一般的な性質しかもたない場合には許されず、また公共的名称とせられるものでもない。更に、判例の解釈によれば、その名称が、生産物の地理的原産と合致していなければならぬし、その生産条件が正しい永続的な地方慣習に従っているものでなければならぬ<sup>(2)</sup>。また、本法第一一条に定めているも一つの要件は、その原産地名は、ぶどう収穫の届出の中に表示されて、登録されたものでなければならぬ。

(2) その後の立法 右の一九一九年の原産地名法は、以後いくつもの法律や命令によって、改正・補充されて来た。一九二〇年六月二四日令<sup>(3)</sup>は、原産地名の届出に関して規定し、一九二七年七月二二日法<sup>(4)</sup>は、ぶどう酒に関する一九一九年法の原産地名の要件を一そう詳細に定め、Champagne については特別の規定を設けて、前法を改正し、補足している。更に、一九三〇年一月一日法<sup>(5)</sup>は、ぶどう酒の原産地名権を一そう強く保護するために、原産地名酒が、通常その表示に用いる語を、名称酒以外のぶどう酒の表示に用いることを禁止した。それらの禁句というのは、clos, chateau, domaine, moulin, tour, mont, côte, cru, monopole などであつて、またその他原産地名を誤信させるような総べての表現を禁止した<sup>(同法 三条)</sup>。この法律の適用について取締り細則を定めた一九三〇年二月八日令<sup>(6)</sup>が制定され、同じく補足の細則として、一九三〇年二月一五日令<sup>(7)</sup>が出た。また、一九三〇年三月二六日法「商品の原産地虚偽表示を禁止する法律」<sup>(8)</sup>が公布された。

今世紀になってから、ぶどう酒は生産過剰の傾向にあったが、この当時にいたって、一そうその傾向が強くなったのに、他方国内消費や輸出は伸びないで減少する徴候が表われて、ぶどう酒産業は憂うべき状態を示してきた。これに対する対策として、良質の酒を保護し、品質の劣った酒の生産を制限することになった。生産制限するにはぶどう栽培の制限ということから実施しなければならぬ。一九三一年七月四日法は、そのための第一の立法であった。<sup>(9)</sup>この法律は、後にこれを改正、補足するために制定された一九三三年七月八日法と合わせて、一つの法典として編纂され、その法典が「ぶどう酒法典」(Code du vin)と名づけられた。この法典の規定は、更にその後回も改正されている。この法律には、原産地名産酒の生産についても規定はあるが、原産地名産そのものについて直接に規定しているのではないから、ここでは、一九三一年法の規定の内容にはふれないことにする。

原産地名産が酒類以外にも認められることは前に述べた通りであるが、一九一九年法はならその要件もその具体的な例も示していない。それ故に、本法の適用についてはしばしば紛争を生じ、裁判所の判決をまっ解決しなければならぬ問題が起った。特に法令によって認められることになったものとしては、その一例が *Roquefort* である。すなわち、一九二五年七月二六日法は、*Roquefort* の乾酪の原産地名産を保障するための法律」として制定された。<sup>(10)</sup>

注(1) *Sirey*, 1925, p.2230 et sous-note.

(2) *Civ.*, 26 mai 1925,

(3) *Sirey*, 1925, p.2236.

(4) *Sirey*, 1928, p.1319.

(5) *Sirey*, 1930, p.2638.

(6) *Sirey*, 1930, p.2641.

- (7) Sirey, 1930, p.2643.
- (8) Sirey, 1930, p. 2643.
- (9) Sirey, 1931, p.281.
- (10) Sirey, 1934, p.1033.
- (11) Sirey, 1925, p.2240.

### 三 統制名称制度

(1) 一九三五年七月三〇日命令 原産地名の保護は、これまでの諸法令では十分にその目的を達することができないと考えられて、本法「ぶどう酒市場の擁護とアルコールの経済的制度に関する命令」が定められた。<sup>(1)</sup>本法は、命令 (Décret) という形式で公布されたが、法律と同一の効力を有する特別の大統領令であって、いわゆる命令法 (décret-loi) である。<sup>(2)</sup>本法は、条文五五条から成り、第一章 (一—八条) には、一九三一年法の規定の改正を定め、第二章 (九—一八条) には、雑則を置く。第三章 (一九—二五条) が最も重要な章で、「原産地名の保護」と題して、統制原産地名を規定している。第四章 (二六—四〇条) には、統制のためのぶどう栽培の制限に関する詳細の技術的な規定を設け、第五章 (四—五五条) には、アルコール制度に関する規定が置かれて、原産地名権を認められているオードヴィの Cognac や Armagnac などが、一般的アルコール制度から除外される旨の規定が設けられた。

この中での原産地名に直接関係のある規定を摘録してみると、ぶどう酒類の卸売をする者は、総べて、フランスの原産地名をもって売買されるその生産物の買入れ売渡しについて、一定の帳簿を備え、関係吏員の検査を受けるようにしなければならない (同法)。「全国ぶどう酒オードヴィ原産地名委員会」 (Comité national des appel-

lations d'origine des vins et eaux-de-vie—」の Comité は、後に Institut と改称することになったので、今日では I. N. A. O. と略称する)を設置して、これに民法上の法人格を与える(同法二)。「統制」(controls)と称する原産地名のカタゴリーを設け、前記委員会が、関係組合の意見を聞いて、これら統制名称をそれぞれ称するぶどう酒またはオードヴィに必要の要件を定める。これらの要件というのは、生産地積、ぶどうの品種、ヘクタール当り収量、アルコールの度、栽培・醸造・蒸溜の方法などについてである。委員会は、一九二七年法——原産地名称主として Champagne について定められた——の規定の適用に関する判決の目的となった事項を変更することはできないし、一九一九年法の適用によって定められた地理的限定に変更を加えることもできない。

ぶどう酒は、これらの統制名称のそれぞれに必要な要件を満たした場合でなければ、その統制名称の名で販売することができない。本法公布前にすでに存していた地方的、地区的および町村的な原産地名は、本法の適用を受ける。また、今後判決によって決定される原産地名も、本法のこの委員会の認定する原産地名も同様である。ただし、Champagne とアルザス・ロレーヌ地方のぶどう酒については、別に法律をもって規定する予定である(以上、同法)。

本法の定める統制原産地名権をもつぶどう酒は、認可証明書をもって配給される。これらのぶどう酒の蔵出しにあたって、一定額の特別税を課す。この税収入は、その四分の一を国庫に納め、同じく四分の一を一九三一年法によって創設されたプロバガンド基金の中に入れ、残りの全額を委員会に交付する。委員会は、これを資金として、原産地名の保護とフランスおよび外国における詐欺に対して抗争する(同法二)。委員会は、労働法によって設立された職業組合と同じ条件の下に、フランス内外における原産地名保護を行ない、名称保護の目的をもって設立された組合とも協力する。委員会は、詐欺や不正な収穫届出の取締りのために、警察の力を求めることができる。委員会は、統

制名称を用いる栽培業者のぶどう品種を統制することができる。委員会は、原産地名酒の生産者の国際取引における利益を護るために、特に通商条約準備の機会には、政府に対して意見を述べる（同法二）。統制原産地名ぶどう酒については、その値段表やレッテルやカタログや、その他の表示に、ぶどう園の名と統制名称のほか、地理的名称を用いてはならない（同法二）。従前の原産地名保護のための法令は、「統制名称」にも適用される（同法二）。

注(1) Sirey, 1935, p.1561.

(2) この大統領令の公布される少し前に、一九三五年六月八日法で、当時のフラン貨安定のための措置として、議会は、政府に對して、同年一〇月末まで、法律の力を有する命令を出すことを許したからである。

(3) ここに一九三一年法というのは、一九三一年七月四日法 (Sirey, 1931, p.281) のことである。この法律は、ぶどう酒の生産過剰対策として、ぶどう栽培を制限し、原産地名酒以外の生産ぶどう酒について蒸溜を強制し、そのために厳格な罰則をもって臨むことを定めた法律である。原産地名法が主として、ぶどう酒の販売の側を規定するものとするれば、一九三一年法は、栽培・醸造の生産を規律する系統の法律である。この法律は、同じ系統のその後の法令を合わせて、一九三六年に、法典として編纂された。それが「ぶどう酒法典」で、現在では数百箇条を含む大きな法典になっている（参照 Louis Levadoux, La vigne et sa culture, 1961, p.85 et suiv.）

(2) その後の法令 その後、一九四七年七月一六日令によって、「全国原産地名委員会」は、既に述べたように改称されて、「全国原産地名研究所」となった。ComitéがInstitutに変わったのである。Comitéでは、その性格が誤解され、他の一般のcomitéと混同され易いからであつた。改称後はInstitut national des appellations d'origine des vins et eaux-de-vieを略称I.N.A.O.と書く知らねばならぬ。

そのおもなる職務権限については、大きな変更はない。I.N.A.O.の決定は、政府によって承認された上、命令をもって公布される。政府はI.N.A.O.の決定を全体として承認するか却下するかしなければならぬ。原産地名の保

護は、統制名称の制度ができてから、I.N.A.O.の活動によって大いに実績を挙げている。統制名称に関する要件はその後一九四四年、一九四六年、一九四八年、一九五一年、一九五五年の数次にわたって、一部改正または補充された。<sup>(3)</sup> 原産地名称の多数が、つきつぎに、統制名称とされ、そのために公布される命令は、はなはだしく数を増して来た。<sup>(4)</sup> 最近は特に多い。例えば、一九五八年には、統制名称指定の命令が、六回、一九五九年には八回も公布されている。

注(1) J.O. 19 juill. 1947 [Repertoire Dalloz 27416]

(2) こゝでは、Institutを研究所と訳するのは當りてゐないかも知れない。通例の研究所や試験所とは異なるからである。

(3) 最近の法令については、まだ十分に調べていないから詳細を紹介することができない。

(4) 統制名称(A.C.)は、廃止されるものもあるが、新たに許されるものが多い。統制名称は年度によって総数が少しづつは数か違うが、一九六〇年度には、Bordeaux地方で大小合わせて四六、Bourgogne地方では実に一〇〇に及んでいる。(Poulain et Jacquelin, Vignes et vins de France, 1960, p.72—75, 107—108, 229—230)。

さういふ酒については、原産地名称を称するものの原産地名称酒(vins à appellation d'origine)の中に、その品級によって公式に認められてゐる三種の名称酒がある。その第一は、統制原産地名称酒(vins d'appellation d'origine contrôlée)または統制名称酒(vins d'appellation contrôlée)である。略してA.O.C.酒とかA.C.酒と云つてゐる。第二の名称酒は、V.D.Q.S.と云ふ略称で知られてゐる良質限定酒(vins délimités de qualité supérieure)である。この名称は、最初は生産者組合が認定したものに過ぎなかったが、一九五五年五月二〇日令以後、これを更に農務省令で規定することになったので、法規上の名称になったといえる。現在、この種の原産地名称は約七〇が許されている。第三の種類の原産地名称酒は、A.C.と云ふV.D.Q.S.と云ふ単純原産地名称酒(vins d'appellation d'origine simple)または単純名称酒(vins d'appellation simple)と稱してゐるものである。これら總べての名称酒の原産地名称は、いずれも登録をしなければならぬ。原産地名称の表示は、本文でも説明した通り、きわめて厳格な規定に従わなければならないので、正確に品質保証の役目を果たすことが出来る。

フランス法における統制原産地名称

## 四 統制名称 Champagne

(1) Champagne 地方のぶどう酒 Champagne というのは、ここではぶどう酒を指すのであるが、それはもとも地名である。酒の名称としては、この地方で収穫されたぶどうをもって一定の方法で醸造された泡立ちぶどう酒のことである。

Champagne 地方というのは、一体どの地域を指すのであるか。もとの州 (province) の一つを指すのである。旧制の州というものは、フランス革命の時に廃止されてしまったから、今日の行政上の一定の地域を指すということにはならない。<sup>(1)</sup>しかし、もとの州にあたる地域は、その範囲がマルヌ県、オートマルヌ県、オーブ県およびアルデンヌ県の四県全部と、更にイオヌ県、エーヌ県、セーヌ・エ・マルヌ県、ムーズ県の各県のそれぞれの一部分が含まれる。Champagne という原産地名で呼ぶぶどう酒を造ることのできる地域は、その範囲がいくたびか紛争の的となり、後述のように、それが立法上はつきりと規定されても、なお争が止まず、しばしば裁判事件となって紛糾を重ね、ついに暴動が起り、そのために更に法令の改正が行なわれて、ようやく治ったという実情だった。それほど地域の限定は困難な問題であった。<sup>(2)</sup>

ここに原産地名として Champagne というのは、前記のようにこの地方で一定の条件の下に栽培・収穫されたぶどうをもって、特別の方法で醸造された発泡性の白ぶどう酒のことである。このようなぶどう酒は、それほど古い時代から造られていたのではない。一七世紀以後に始まったことである。これとは異なる普通のぶどう酒は、それより古い前から醸造されていた。しかしそれとて、他の有名なぶどう酒の産地に比べると、それと同じような長い歴史をも

っているのではない。この地方で造られていたぶどう酒は「Champagneのぶどう酒」という名で呼ばれていたが、この言葉も、中世においてはまだ知られていなかったものである。この地方は、ぶどう栽培地としては最北限地域とされ、地勢や地質はぶどうの成育に適しないことはないが、気候や日照には恵まれない土地とされていた。しかし、この地方のぶどう栽培業者たちは、非常な苦心と努力の結果、かれらのぶどうを、もっと南の気温の高い地方では到底求めることのできない精妙な植物に仕上げてしまったのである。この成功こそ、後年の純良無比の Champagne のできるようになった第一の原因だといわれている。<sup>(3)</sup> この地方の中心をなしているエペルネーやランスのぶどう酒は、ようやく一六世紀末から、宮廷やパリ市中で、その品質のすぐれていることが認められて、「Champagneのぶどう酒」という名称で呼ばれ始めた。<sup>(4)</sup> しかし、今日いうところの Champagne 泡立さぶどう酒のできるようになったのは、更に後のことである。

注(1) Champagne という語は、元来は普通名詞であって、平坦な広く開けた土地を意味しているので、やがてそのような地勢の土地の固有名詞と化して、この同じ地名をとっている土地がいくつもできた。今ここに問題となっているのは、旧制の州の名で、今日でもそのままの地方を指す名称となっているものごとである。このほか、もっと小さい地域を指す地名すなわち村名として、これと同じ名をもつ村が七つもある。後述する Cognac 地方の中にも、Champagne とぶどう村があった。しかもその村名が統制名称になったものについては、はなはだややくわびである。——Charles Rostaing, *Les noms de lieux*, 5<sup>e</sup> édit., 1961, p.83;——Maurice Crubellier et Charles Juillard, *Histoire de la Champagne*, 1952, p.6.

(2) Georges Ray, *Les vins de France*, 1953, p.97—98; —Crubellier et Juillard, p.107—108.

(3) Roger Dion, *Histoire de la vigne et du vin en France des origines au XIX<sup>e</sup> siècle*, 1959, p.614—615; J.-M. Sourdillat, *Géographie agricole de la France*, 1959, p.84.

(4) Dion, p. 616.

フランス法における統制原産地名

(2) 泡立ちぶどう酒 Champagne この地方を有名にし、その繁栄の基礎をつくった一つの大きな原因は、泡立ちぶどう酒 Champagne の生産である。このぶどう酒は、一七世紀の末に、ドン・ペリニオンが偶然の観察から造り方を発見したものと伝えられている<sup>(1)</sup>。しかし、これは民間の伝説で、真実ではない。この地方における泡立ちぶどう酒の醸造は、すでにそれ以前から始められていたのだと、史家は説明している。この地方で以前から造られていたある種のぶどう酒が発泡性であることは、早くから気づいていたが、この地方の業者たちはあまりこのことに関心を寄せていなかった。この泡立ちぶどう酒に、大きな興味を示したのは、古くからのフランスぶどう酒の常顧客であった英国の消費者たちであった。本国よりもむしろ海のかなたで、早くもこの Sparkling Champagne が賞賛を博したのであった<sup>(3)</sup>。フランス国内では、一七世紀中ごろから、ルイ一四世治下の宮廷を中心にして、この泡立ちぶどう酒が、たしなまれるようになり、やがて熱狂的なまでに歓迎されることになったというのである。しかし、この泡立ちぶどう酒の流行は一八世紀に入って後しばらくして——一七二〇年ごろ以後、やや衰えて来た。その後は、この地方産の普通の白ぶどう酒と泡立ちぶどう酒が並んで売れ行きを競うことになった<sup>(4)</sup>。

ドン・ペリニオン Dom Perignon は、この地方のぶどう栽培地の中心であるエペルネーのすぐ北に当たるオーヴィレー Hautvillers という村に建てられていたベネディクト派の僧院で、酒造管理をしていた僧であった。かれが酒造管理をしていたのは、一六六八年から一七一五年その死亡にいたるまでであった<sup>(5)</sup>。その当時における国内の大きなぶどう畑は、貴族の所領か僧院の所有地に属し、このオーヴィレーの僧院も広大なぶどう園をもっていたようである<sup>(6)</sup>。僧院では、僧たちが、ぶどう栽培・ぶどう酒造りを熱心に研究していた<sup>(7)</sup>。一体にフランスのぶどう酒造りは、僧院における不断の研究に負うところが大きい。ブルゴーニュ地方のぶどう酒でも、アンジユ地方のぶどう酒でもそうであ

ったが、この Champagne 地方では特にその功績がいちじるしいといわれている。<sup>18)</sup>中でも、ドン・ペリニョンの天才の寄与しているところは最も大きいのであろう。泡立ちぶどう酒が、かれの発明であるというのは伝説であるとしても、かれは、ぶどうの鑑別や酒造りについては、異常にすぐれた感覚をもっていた。それ以前の発泡ぶどう酒を後年の純良無類な Champagne に仕立てる基をつくったのは、かれの功勞によるものである。良質の Champagne を造るには、必ずこの地方の幾つもの異なる地区で収穫された幾種ものぶどうを配合しなければならぬが、その秘訣を教えて後世に伝えるようにしたのはかれである。<sup>19)</sup>

注(1) 多くの書物で、その名に記されている。例えば、Ray, p.59; —Carles, p.14.

(2) Crubellier et Juillard, p.58; —Dion, p.645—646.

(3) Dion, p.641.

(4) Crubellier et Juillard, p.58.

(5) Dion, p.638.

(6) Crubellier et Juillard, p.58. オーヴィレー僧院の所有であったぶどう園は、革命の際に政府に徴用され、ランスの酒倉に貯蔵してあった数十万本の Champagne は徴収されました。しかし、これが軍用にも供せられ、外交用にも大いに利用せられたので、一そうその声価を高めることになり、国外にもますます販路を拡げる結果になった。

(7) Crubellier et Juillard, p.58.

(8) Ray, p.58—59.

(9) Crubellier et Juillard, p.58; —Dion, p.638. ドン・ペリニョンは、オーヴィレー地区や隣接キュミエール地区の全部のぶどう畑のおとらぎ、一つの籠に入れて持って来ると、その一粒一粒を味わってみて、一粒づつ畑の順序に並べて、少しも誤るところがなかったという。それほどに、かれは比類のない味覚をもっていて、しかも老年にいたるまで、このすぐれた味覚を失わなかったそうである。かれの伝記によると、かれは、それぞれの土地土地に最も適するぶどう苗の品種の選択のし方、その栽培のし方、収穫したぶどうの混合のし方、ぶどう酒の醸造のし方、またその貯蔵のし方について、いろいろの教えを残し

ているという。それが、今日の泡立ちぶどう酒 Champagne の特殊の造り方とは異なるとしても、その造り方の基礎をつくったのは、かれである。かれの死後、その名は多分に伝説化されて、泡立ちぶどう酒を創製したのが、ドン・ペリニオンであると広く伝えられているし、また一時は、ドン・ペリニオンというのは、この地方で最上の酒を産する一つの丘陵の名だとも信じられていた (Dion, p. 665, 668—669)。——この地方で泡立ちぶどう酒のでき始めたのは、本文にも記したように相当早くからであって、なお一説には、一六六一年ころに、すでにこの種のぶどう酒が知られていたということもいわれている。そうだとすれば、その時期には、まだドン・ペリニオンは僧院にいなかったか、いたとしても酒造に関係していなかったのである。かれが泡立ちぶどう酒の発見者であるという伝説は、かれの死亡(一七一五年)の後百年ほど経ってから(一八二一年)伝え始められたものだと言われている (Crubellier et Juillard, p. 58)。

### (3) 原産地名 Champagne 原産地名権に関する立法が、次第に備わって来ると Champagne という名称

も、その保護を受けることになった。すでに記したように、一九〇五年八月一日法によって、一般に原産地名を称することのできる地域を限定することになり、それぞれ地域の限定はコンセイユ・デタの命令によることになった。

(同法<sup>11</sup>)。その命令の一つが、一九〇八年二月一七日令であって、「その地方において収穫され醸造されたぶどう酒

に、Champagne という地域的名称を留保すべき土地を限定する命令」である。この命令によって、Champagne という地域的名称は、この命令の指定する土地内で、完全に収穫し醸造したぶどう酒に限って用いることができるものとし、その地域を具体的に町村単位で列記した(同令<sup>12</sup>)。

従来この名称については、偽称、詐称が多く、前に(一)、「原産地名の保護」の項で(一)列挙した判例すなわち破毀院一八四五年、一八八九年、一八九四年、パリ控訴院一八九二年の諸判決も、総べてこの名称に関する事件の判決であった。この名称について、ことにどの範囲の地域において生産するぶどう酒に、この名称を冠することができるのかに関しては、長年間にわたり、マルヌ県の業者とオーブ県の業者の間で争われて来た。州名としての Champagne

は、今日のマルヌ県やエーヌ県はもとより、オーブ県も完全に含まれていた。しかるに、本令で限定された地域は、マルヌ県とエーヌ県のぶどう栽培地だけであつて、オーブ県のそれは除かれていたのである。この制限は、もちろん生産ぶどう酒の品質の差別によるものではあつたが、実に重大な結果をひき起すことになつた。オーブ県の業者ははなはだしくこれを不満として、一九一一年の始めには、ほとんど暴動ともいふべき騒ぎを起したのである。政府は、これに対処して、とりあえず業者の不満を和らげるために、一九一一年二月一〇日法を制定して、酒税の軽減という措置をとつた。<sup>(3)</sup> ついで一九一一年六月七日令を公布した。<sup>(4)</sup> 暫定的解決の方法として、Champagne deuxième zone (第二地帯) を設け、旧制の州に属していた地域であつて、一九〇八年の命令に除外されていた町村をこれに含ましめることにした。しかし、これによつても、この地方を再び平静に帰せしめることができなかつたが、時あたかも一九一四年のドイツ軍侵入の警鐘で、この内紛を中止させることになつた。戦争が終つて国際平和が再来した後は、地方的紛争もようやく解決の方向に向つた。<sup>(5)</sup>

一九一九年の原産地名称法は、すでに述べた通り、戦後の重要なぶどう酒立法でもあるが、Champagne については特別の規定を設け、<sup>(6)</sup> この名称を用いる権利を有する業者には、厳格な一定の手続を課し、この名称の届出をさせ、一年内にこの名称の使用に異議を申立てる者がなかつた場合に、名称使用を確定的に認めるということを規定した。<sup>(7)</sup> (同法二一条・一六条・一七条)。異議申立の規定をおいたがために、かえつて名称使用に関する争を裁判所に持ちこむことにもなつた。現に、破毀院は一九二五年五月二六日の判決で、<sup>(8)</sup> Champagne 地域の中に、バルシユールオーブ郡の町村を含ましめたが、バルシユールセーヌ郡の町村は除外すべきものとした。このように実際には、紛争がつぎつぎに生じてやまないで、国会の飲料委員会が仲裁を行ない、その仲裁条項が後に立法化されて、一九二七年七月二二日法として公布さ

れた。<sup>(8)</sup>この法律は、「原産地名の保護に関する一九一九年五月六日法を補充するための法律」と名づけられ、もっぱら Champagne という原産地名について規定したのである。まず、この名称を使用することのできる地域の範囲を従来よりも拡大した(同法<sup>(5)</sup>条)。これによって、この名称は、これまで実際にこれを使用していた全部の町村のために確保されることになり、オーブ県の幾つかの町村も地域内に加えられ、また破毀院判決によって除外されていた町村もまた、この名称地域に含まれることになった。いわゆる Champagne 第二地帯という名称も、その必要がなくなつて、廃止された。しかし、この地域内で造られる全部の泡立さぶどう酒に、この Champagne という名称が許されるのではない。この名称の声価に値する優良酒に与えられるのであつて、厳格な要件が規定されている(同法<sup>(5)</sup>条<sup>(1)</sup>七条)。

- 注(1) Sirey, 1906, p.154.  
 (2) Sirey, 1909, p. 804.  
 (3) Sirey, 1911, p.119, sous-note;—Ray, p.97;—Crubellier et Juillard, p.107—108.  
 (4) Sirey, 1911, p.120.  
 (5) Ray, p.98.  
 (6) Sirey, 1925, p.2230.  
 (7) Cass. 26 mai 1925.  
 (8) Sirey, 1928, p.1319.

(4) 統制名称 Champagne 原産地名保護のための一九一九年法の趣旨を一そう強化して、統制名称の制度を設けた一九三五年七月三〇日命令法については、すでにその概略を述べておいた。Champagne という原産地名も、

もちろん統制原産地名とされたが、これに関しては更に特別の規定を設けるべきことが予定された（同法二一）<sup>(1)</sup>。間もなく、その規定が同年九月二八日令として公布された。<sup>(2)</sup>「全国ぶどう酒オードヴィ原産地名委員会」（C.N.A.O.）の中に、特に Champagne に関する「特別委員会」がつくられて、この委員会が指導監督の任に当ることになった（同法三）<sup>(3)</sup>。

Champagne 地方で生産されるぶどう酒の統制名称は、泡立ちぶどう酒も普通のぶどう酒も含めて、全部のぶどう酒について、わずかに三つしか許されていない。他のポルドー地方やブルゴーニュ地方など、ずいぶん多くの統制名称が認められているのと異なっている。三つの統制名称というのは、Champagne と、Vin nature de la Champagne と、Rosé des Picéys とである。そのうち、泡立ちぶどう酒の統制名称は、ただ一つ Champagne だけである。<sup>(4)</sup>この酒は Champagne とぶどう酒の特殊の性質によるのであって、この酒は Champagnisation とぶどう酒造法によるからである。原料のぶどうの果実は、いろいろの品種のものを混合し、一つの品種のぶどうでも産地の村村によって、それぞれ差異があるが、それらのものの配合によって醸造される。だから、一つだけの地区や一つだけの村の名をとって原産地名とするわけにゆかない。これが、一律にただ一つの統制名称に限られている理由である。

なお、Champagne については、一九五二年七月一日令と、一九五三年四月一〇法が、従来の規定を補足するために制定された。

注(1) Sirey, 1935, p.1799.

(2) この「特別委員会」の下に、更に小委員会 (sous-commission) が設けられて、一そう詳細な技術的指導と統制を行なう。  
フランス法における統制原産地名

- (3) 統制名称一般について、さきに述べたところを参照されたいが、例えば、お隣の Bourgogne 地方では、一〇〇以上の統制名称が認められている。
- (4) Sirey, 1952, p.766.
- (5) Sirey, 1953, p.1154.

## 五 統制名称 Cognac

(1) オランダ商人とフランスぶどう酒 コルベールが一六六九年に書いたところによると、「オランダ人たちは、毎年一〇月一―一月および一二月の間に、ぶどう酒を積み取るために、三千隻から四千隻の船をもって、ガロンヌとシヤラントの河口にやって来た。かれらは、総べてこのぶどう酒を自国に運んで行った。……およそその三分の一を消費し、三分の二を保存して調整し混合し、三、四月に海路が開けたところに、再びその船に積み込み、ドイツやバルチックや、その他北方のフランスぶどう酒を消費する諸国に送った。同じこれらの船は、かれらの造船に用いる木材や鉄や麻や、その他の貨物を大量に載せて戻って来た。このことが、すなわち、かれら国民のまたかれら海洋人の強大と富裕とを生んだのである」と。<sup>(1)</sup>当時のオランダ人は、フランスぶどう酒の良質品だけでなく、あらゆる等級の随分品質の劣ったぶどう酒をも、かまわず買い付けていた。到底、遠距離輸送の費用をかけては引き合わないと考えられたものを買集めていた。オランダ人があらゆる品級のぶどう酒を買集めて、いろいろな方法でその商品的価値を増大しているらしいことについて、当時のフランス人は、その秘密を十分明らかにすることができなかった。しかしやがて、その一つの方法をフランス人にも教えるにいたった。それは、ぶどう酒を煮ること、すなわちぶどう酒を蒸溜して、オードヴィに変えることである。ぶどう酒の蒸溜は、中世では薬剤師の仕事で、蒸溜によって得たオードヴ

イは薬用として知られていた。オランダ人は、これを一般の消費に適するよう調製し、大量販売のできるようにしたのである。以後フランスでは、蒸溜は、ぶどう収穫とともに、農民の仕事の一つになった。ぶどう酒の量は、蒸溜によって、その  $\frac{4}{5}$  から  $\frac{5}{6}$  を減ずることができた。オランダ人は、このような賢明な方法を案出していたのである。また、オードヴィは、その少量を総べての品質の白ぶどう酒に混じて、白ぶどう酒を良質化することができる。これもまた当時のオランダ人の用いた一つの技法であった。<sup>(2)</sup>

注(1) Dion, p.426 引用。

(2) Dion, p.427—428.

(2) 原産地名 *Cognac Cognac* という原産地名を称する権利を、明文をもって規定した最初の法令は、一九〇九年五月一日の「その地域にて産するオードヴィのために、*Cognac* の名称の専用権を許される地域の限定のための取締規定を定める命令」である。<sup>(1)</sup> 本令の第一条には「*Cognac, eau-de-vie de Cognac, eau-de-vie des Charentes* という地域的名称は、以下に限定する土地において、収穫されて蒸溜されたぶどう酒によってのみ造られたオードヴィにのみ保留される」と規定して、詳細にその地域を町村単位をもって列挙している。それによると、*Cognac* の町を中心にして、シャラント・アンフェリウルの六郡の町村、シャラント県の四郡の町村、ドルドーニュ県の一つの郡の町村、およびドゥ・セーブル県の二郡の町村が包含されている。この地域内で栽培し収穫したぶどうで醸造したぶどう酒を、この同じ地域内で蒸溜したオードヴィでなければ、*Cognac* という名称を付することができない。

この地方のぶどう栽培地としての特徴は、気候の温和なことと土壌が石灰質であることである。<sup>(2)</sup> 栽培されているぶどうの品種は、主としてフォルブランシュであって、それにコロンバールとユニブラン（サンテミリオン）が用いら

れていたが、近年次第にユニブランが多くなって来たそうである。<sup>(3)</sup>更に補充的に使われる品種としては、いくつものものが許されている。<sup>(4)</sup>石灰質の多いこの土地で栽培されたぶどうで醸造したぶどう酒は、ぶどう酒としては決して上質のものではない。この酸味の勝った刺戟の強い、むしろ品質の悪いぶどう酒から蒸溜してできたオードヴィが、きわめて優秀な Cognac である。まことに不思議なことだといわれる。<sup>(5)</sup>蒸溜は、シャラント風のアラランビックという蒸溜釜を用いる。ぶどう酒が一度すっかり蒸溜してしまふと、また釜に新らしいぶどう酒を充たして蒸溜する。このようにして、二度更に三度蒸溜する。蒸溜された三度分をまとめて、第二回目の蒸溜をする。その際に、最初に流れ出た部分は頭 (produits de tête) と称し、終りの部分を尾 (produits de queue) と名づけ、これら前後の部分を除いて、中間の部分の心臓 (produits de coeur) と呼ばれる部分だけを取る。これが Cognac なのである。<sup>(6)</sup>造られた Cognac は、一年経ってからでないといふと売りに出すことができない。

注(1) Sirey, 1909, p.841.

(2) Ray, p.64.

(3) Levadoux, p.43;—Poulain et Jacquelin, p.269;—Ray, p.65.

(4) Poulain et Jacquelin, p.269. 最大限一〇%まで加えるのを許されている品種は、Semillon, Sauvignon, Blanc-ramé, Jurangeon blanc, Montils など。

(5) Ray, p.65;—Poulain et Jacquelin, p.269.

(6) Renaud, Biologie du vin, 1950, p.91—92; Poulain et Jacquelin, p.269.

(3) 統制名称 Cognac 以外の特別名称 原産地名 Cognac も、一九三五年法によって統制名称とされた。元來の地名としての Cognac は、あまり大きくない町の名であるが、原産地名酒 Cognac を産する Cognac 地方とい

うと、その周辺の相当に広い地域を指すことになる。Cognac 地方は、生産する Cognac の品級に従って、七つの地区に別けられている。この地区別は慣習上認められて来たが、一九三八年の法令によって明定され、各地区では Cognac という一般的な統制名称のほかに、更に次に挙げる特別の統制名称を用いることができるようになった。<sup>1)</sup>

その第一の地区は、Cognac の町を含み、それから東南三〇キロまでの隋円形をした Grande Champagne と呼ばれる地区二七町村である。第二の地区は、第一地区を東西南三方から包むその二倍半ほどの面積の Petite Champagne と名づけられた地区六〇町村である。第三の地区は、その西北に位置する小さな地区一〇町村で、Borderies と呼ばれている。第四の地区は、前記三地区全体を包む周囲の地区で、Fins Bois と呼ばれる。シャルラント県の半分と、シャルラント・マンフェリウル県の一部とを合わせた二八〇町村である。第五の地区は、地名が Bons Bois 第四地区の周辺二七七町村である。第六の地区は、その西方一帯の地区で、Bois ordinaires である。第七の地区は Bois commun または Bois a terroir と称する更に西方の海岸に近い地帯である。以上七地区のうち第一から第五までの地区では、造られた統制名称酒 Cognac に、それぞれ各地区の名称を特別原産地名 (やはり統制名称) として、名づけることが許される。もちろん厳格な要件を具備した上でなければならぬ。残りの第六地区と第七地区では、特別名称を用いることはできない。なお、第一地区産の Cognac は、Grande Champagne と称するものと、Petite Champagne と称するものとを併せて、また Grande fine Champagne と称するものとを併せて、以上の名称のほか更に、fine Champagne という統制名称が許されているが、これは第一地区産の Grande Champagne と第二地区産の Petite Champagne と混合したもので、前者の割合が五〇%以上でなければならぬとされている。<sup>2)</sup>

注(1) 参照。Ray, p.66.

フランス法における統制原産地名

(2) Sirey, 1928, p.1547; 1938. など参照・Ray, p.64—66;—Jaquetin et Poulain, p.269—276.

一九四六年二月二〇日農務省令は三〇星や V.S.O.P. や Extra などの記号で年代の古さを表示する慣習を認めた。

以上、原産地名保護に関する立法の沿革をたずね、原産地名法を解説し、更に一そうの保護強化のために設けられた統制原産地名の制度を一通り説明したつもりである。統制名称の例としては、その最も有名なものの中から、泡立ちぶどう酒について一つ、オードヴィについて一つを選び、やや詳しく、それら名称酒の歴史と、特別に適用される法規とを記述した。

原産地名は、酒類以外の生産物にも認められているが、何と云っても、フランスでは酒類に多い。酒類では、普通の赤ぶどう酒・白ぶどう酒などに最も広く用いられている。ぶどう酒の産地として一番よく知られている地方は、Bordeaux と Bourgogne である。いずれも典型的な一般統制名称である。これら二つの地方には、更に無数の統制名称が許されている。しかし、本稿では、それらの重要な統制名称の説明を割愛して、特殊な発泡ぶどう酒とぶどう酒から蒸溜したブランデーに、例をとってみたのである。<sup>(註)</sup>

注 伊沢教授の還暦をお祝して、粗雑ながら、この一文を献じたい。伊沢教授の御専門である商法学に関する論文を、その知識のないわたくしが書くことはできないが、いくらかでも商法に関連のある題材をと考えて、現在わたくしが少しづつ研究している名称権に関する原産地名権を選んできたのである。しかし、書いたことは、酒のことはかりである。教授は平素あまり酒をたしなまれないようである。わたくしも、からっきし下戸である。しかし、お祝の席に Champagne の乾杯は欠くことができない。「生命の水」(eau-de-vie) といわれ、しかも六十年七十年の年を経たのを喜ばれる Cognac の杯を傾けるのも、捨てがたい楽しみであろう。しかし、ここには飲む酒でない読む酒を、謹んで教授に献ずる次第である。